

えひめ地域政策コーディネーター（愛媛県過疎地域等政策支援員）設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日付け総行過第29号）に基づき愛媛県（以下「県」という。）が設置する「えひめ地域政策コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）」の業務等に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 過疎地域及びその他の条件不利地域が、人材等の資源制約をはじめとした条件不利性を克服し、持続的に発展するため、県が専門人材を確保することで、市町の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援を行う。

（業務内容）

第3条 コーディネーターは、市町、地域住民、事業者等と連携し、次に掲げる業務について、市町施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援業務に従事する。なお、その業務については、過疎地域その他条件不利地域を有する市町を対象地域とし、過疎地域を有しない市町（条件不利地域を有する市町に限る。）の支援業務に従事する時間の合計が、過疎地域を有する市町の支援業務に従事する時間の合計を超えないこと。また、条件不利地域を有しない市町の支援業務には従事しないものとする。

- （1）移住交流の促進に関すること
- （2）地域おこし協力隊の導入・定着促進に関すること
- （3）集落対策に関すること

（委嘱及び任期）

第4条 コーディネーターは、公益財団法人えひめ地域活力創造センター（以下「センター」という。）のセンター長から推薦があったもののうちから知事が委嘱する。

2 コーディネーターの任期は、委嘱の日から当該年度末までとする。ただし、コーディネーターに欠員が生じた場合の補欠のコーディネーターの任期は、前任者の残任期間とする。

3 コーディネーターは、再任することができる。

（委託）

第5条 コーディネーターに係る業務は、県が県内の地域づくり団体に委託するものとする。

2 コーディネーターの委託料については、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識・技術及び職務経験等の要素を考慮して定める。

（秘密の保持）

第6条 コーディネーターは、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解任)

第7条 知事は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当するときは、任を解くことができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他知事がコーディネーターとしてふさわしくないと認めるとき。

(県の役割)

第8条 コーディネーターの活動が円滑に実施できるよう、県は必要に応じて次に掲げる支援等を行う。

- (1) コーディネーターの活動に関する支援
- (2) 市町、関係機関等との調整
- (3) その他、コーディネーターの円滑な活動に必要なこと

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターに関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月19日から施行する。